

障発0113第1号
平成23年1月13日

都道府県知事
各 殿
指定都市市長

厚生労働省社会・援護局
障害保健福祉部長

精神障害者保健福祉手帳制度実施要領の一部改正について

精神障害者保健福祉手帳制度については、「精神障害者保健福祉手帳制度実施要領について」（平成7年9月12日健医発第1132号厚生省保健医療局長通知。以下「実施要領通知」という。）により、その適切な実施をお願いしているところであるが、精神障害者保健福祉手帳の交付の対象となっている発達障害者及び高次脳機能障害者については、本通知の診断書の様式を用いて、それらの者の症状、状態像等を適切に把握することが容易でない場合があったことや「障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律」（平成22年法律第71号）により改正された法第4条第1項において、発達障害者を障害者自立支援法の対象とすることが明確化されたこと等を踏まえ、精神障害者保健福祉手帳の診断書の様式の見直しを進めてきたところである。

今般、別添のとおり当該通知の一部を改正し、平成23年4月1日から適用することとしたので、貴管内市町村を含め関係者及び関係団体に対する周知方につき配慮願いたい。

(別添)

精神障害者保健福祉手帳制度実施要領について（平成7年9月12日健医発第1132号厚生省保健医療局長通知）

(下線部が変更部分)

改 正 案	現 行
<p style="text-align: center;">精神障害者保健福祉手帳制度実施要領について</p> 第一 (略) 第二 手帳交付手続き 1. (略) 2. (略) 3. 審査及び判定 (1)～(2) (略) (3) 1 (2)②の年金証書等の写しが添付された申請については、精神保健福祉センターによる判定を要することなく、手帳の交付を行うものとする。 この場合、年金1級であれば手帳1級、年金2級であれば手帳2級、年金3級であれば手帳3級であるものとする。 交付の可否の決定に当たっては、必要に応じ、申請者から同意書の提出を求め、 <u>年金</u> 事務所又は共済組合に精神障害の状態について該当する等級を照会する。 なお、年金証書を有する者であっても、医師の診断書により申請を行い、精神保健福祉センターの判定により手帳の交付を受けることができるものとする。 (4) 都道府県知事は、 <u>市町村長が</u> 申請書を受理したときは、交付の可否の決定を、概ね1か月以内に行うことが望ましい。 (5) (略) 4. (略) 5. (略) 6. (略) 第三 (略) 第四 (略) (別紙様式1) (略)	<p style="text-align: center;">精神障害者保健福祉手帳制度実施要領について</p> 第一 (略) 第二 手帳の交付手続き 1. (略) 2. (略) 3. 審査及び判定 (1)～(2) (略) (3) 1 (2)②の年金証書等の写しが添付された申請については、精神保健福祉センターによる判定を要することなく、手帳の交付を行うものとする。 この場合、年金1級であれば手帳1級、年金2級であれば手帳2級、年金3級であれば手帳3級であるものとする。 交付の可否の決定に当たっては、必要に応じ、申請者から同意書の提出を求め、 <u>社会保険</u> 事務所又は共済組合に精神障害の状態について該当する等級を照会する。 なお、年金証書を有する者であっても、医師の診断書により申請を行い、精神保健福祉センターの判定により手帳の交付を受けることができるものとする。 (4) 都道府県知事は、申請書を受理したときは、交付の可否の決定を、概ね1か月以内に行うことが望ましい。 (5) (略) 4. (略) 5. (略) 6. (略) 第三 (略) 第四 (略) (別紙様式1) (略)

(別紙様式2)
診断書(精神障害者保健福祉手帳用)

氏名		明治・大正・昭和・平成 年 月 日生(歳)	男・女
住所			
① 病名 (ICDコードは、右の病名と対応するF00～F99、G40のいずれかを記載)	(1)主たる精神障害 _____ ICDコード () (2)従たる精神障害 _____ ICDコード () (3)身体合併症 _____ 身体障害者手帳(有・無、種別 _____ 級)		
② 初診年月日	主たる精神障害の初診年月日 昭和・平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日 診断書作成医療機関の初診年月日 昭和・平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日		
③ 発病から現在までの病歴及び治療の経過、内容(推定発病年月、発病状況、初発症状、治療の経過、治療内容などを記載する)	(推定発病時期 _____ 年 _____ 月頃) *器質性精神障害(認知症を除く)の場合、発症の原因となった疾患名とその発症日(疾患名 _____、年 月 日)		
④ 現在の病状、状態像等(該当する項目を○で囲む)	(1) 抑うつ状態 1 思考・運動抑制 2 易刺激性、興奮 3 憂うつ気分 4 その他() (2) 躁状態 1 行為心拍 2 多弁 3 感情高揚・易刺激性 4 その他() (3) 幻覚妄想状態 1 幻覚 2 妄想 3 その他() (4) 精神運動興奮及び昏迷の状態 1 興奮 2 昏迷 3 拒絶 4 その他()		

(別紙様式2)
診断書(精神障害者保健福祉手帳用)

氏名		明治・大正・昭和・平成 年 月 日生(歳)	男・女
住所			
① 病名 (ICDカテゴリーは、F0～F9のいずれかを記載)	(1)主たる精神障害 _____ ICDカテゴリー () (2)従たる精神障害 _____ ICDカテゴリー () (3)身体合併症 _____		
② 発病から現在までの病歴(推定発病年月、精神科受診歴等)			
③ 現在の病状、状態像等(該当する項目を○で囲む)	(1) 抑うつ状態 1 思考・運動抑制 2 刺激性、興奮 3 憂うつ気分 4 その他() (2) 躁状態 1 行為心迫 2 多弁 3 感情高揚・刺激性 4 その他() (3) 幻覚妄想状態 1 幻覚 2 妄想 3 その他() (4) 精神運動興奮及び昏迷の状態 1 興奮 2 昏迷 3 拒絶 4 その他()		

- (5) 統合失調症等残遺状態
1 自閉 2 感情平板化 3 意欲の減退 4 その他 ()
- (6) 情動及び行動の障害
1 爆発性 2 暴力・衝動行為 3 多動 4 食行動の異常
5 チック・汚言 6 その他 ()
- (7) 不安及び不穏
1 強度の不安・恐怖感 2 強迫体験 3 心的外傷に関連する症状 4 解離・転換症状 5 その他 ()
- (8) てんかん発作等 (けいれんおよび意識障害)
1 てんかん発作 発作型 () 頻度 () 最終発作 (年 月 日) 2 意識障害 3 その他 ()
- (9) 精神作用物質の乱用及び依存等
1 アルコール 2 覚せい剤 3 有機溶剤 4 その他 ()
ア 乱用 イ 依存 ウ 残遺性・遅発性精神病性障害 (状態像を該当項目に再掲すること) エ その他 ()
現在の精神作用物質の使用 有・無 (不使用の場合、その期間 年 月から)
- (10) 知能・記憶・学習・注意の障害
1 知的障害 (精神遅滞) ア 軽度 イ 中等度 ウ 重度
療育手帳 (有・無、等級等)
2 認知症 3 その他の記憶障害 ()
4 学習の困難 ア 読み イ 書き ウ 算数 エ その他 ()
5 遂行機能障害 6 注意障害 7 その他 ()
- (11) 広汎性発達障害関連症状
1 相互的な社会関係の質的障害 2 コミュニケーションのパターンにおける質的障害 3 限定した常同的で反復的な関心と活動 4 その他 ()
- (12) その他 ()

⑤ ④の病状・状態像等の具体的程度、症状、検査所見 等

[検査所見：検査名、検査結果、検査時期]

⑥ 生活能力の状態 (保護的環境ではない場合を想定して判断する。)

- (5) 統合失調症等残遺状態
1 自閉 2 感情鈍麻 3 意欲の減退 4 その他 ()
- (6) 情動及び行動の障害
1 爆発性 2 暴力・衝動行為 3 多動 4 食行動の異常
5 その他 ()
- (7) 不安及び不穏
1 強度の不安・恐怖感 2 強迫体験 3 その他 ()
- (8) 瘻れんおよび意識障害
1 瘻れん 2 意識障害 3 その他 ()
- (9) 精神作用物質の乱用及び依存
1 アルコール 2 覚せい剤 3 有機溶剤 4 その他 ()
- (10) 知能障害
1 知的障害 (精神遅滞) ア 軽度 イ 中等度 ウ 重度
2 認知症

④ ③の病状・状態像等の、具体的程度、病状等

⑤ 生活能力の状態 (保護的環境でなく、例えばアパート等で単身生活)

児童では年齢相応の能力と比較の上で判断する)

- 1 現在の生活環境
入院・入所（施設名 ）・在宅（ア 単身・イ 家族等と同居）・その他（ ）
- 2 日常生活能力の判定（該当するものを○で囲む）
 - (1) 適切な食事摂取
自発的にできる ・ 自発的にできるが援助が必要 ・ 援助があればできる ・ できない
 - (2) 身の清潔保持、規則正しい生活
自発的にできる ・ 自発的にできるが援助が必要 ・ 援助があればできる ・ できない
 - (3) 金銭管理と買物
適切にできる ・ おおむねできるが援助が必要 ・ 援助があればできる ・ できない
 - (4) 通院と服薬（要・不要）
適切にできる ・ おおむねできるが援助が必要 ・ 援助があればできる ・ できない
 - (5) 他人との意思伝達・対人関係
適切にできる ・ おおむねできるが援助が必要 ・ 援助があればできる ・ できない
 - (6) 身の安全保持・危機対応、
適切にできる ・ おおむねできるが援助が必要 ・ 援助があればできる ・ できない
 - (7) 社会的な手続や公共施設の利用
適切にできる ・ おおむねできるが援助が必要 ・ 援助があればできる ・ できない
 - (8) 趣味・娯楽への関心、文化的社会的活動への参加
適切にできる ・ おおむねできるが援助が必要 ・ 援助があればできる ・ できない
- 3 日常生活能力の程度
（該当する番号を選んで、どれか一つを○で囲む）
 - (1) 精神障害を認めるが、日常生活及び社会生活は普通にできる。
 - (2) 精神障害を認め、日常生活又は社会生活に一定の制限を受ける。
 - (3) 精神障害を認め、日常生活に著しい制限を受けており、時に応じて援助を必要とする。
 - (4) 精神障害を認め、日常生活に著しい制限を受けており、常時

を行った場合を想定して判断して下さい。)

- 1 現在の生活環境
入院・入所（施設名 ）・在宅・その他
- 2 日常生活能力の判定（該当するものを○で囲んで下さい。）
 - (1) 適切な食事摂取
自発的にできる ・ 自発的にできるが援助が必要 ・ 援助があればできる ・ できない
 - (2) 身の清潔保持
自発的にできる ・ 自発的にできるが援助が必要 ・ 援助があればできる ・ できない
 - (3) 金銭管理と買物
適切にできる ・ 概ねできるが援助が必要 ・ 援助があればできる ・ できない
 - (4) 通院と服薬（要・不要）
適切にできる ・ 概ねできるが援助が必要 ・ 援助があればできる ・ できない
 - (5) 他人との意思伝達・対人関係
適切にできる ・ 概ねできるが援助が必要 ・ 援助があればできる ・ できない
 - (6) 身の安全保持・危機対応、
適切にできる ・ 概ねできるが援助が必要 ・ 援助があればできる ・ できない
 - (7) 社会的な手続や公共施設の利用
適切にできる ・ 概ねできるが援助が必要 ・ 援助があればできる ・ できない
 - (8) 趣味・娯楽への関心、文化的社会的活動への参加
適切にできる ・ 概ねできるが援助が必要 ・ 援助があればできる ・ できない
- 3 日常生活能力の程度
（該当する番号を選んで、どれか一つを○で囲んで下さい。）
 - (1) 精神障害を認めるが、日常生活及び社会生活は普通にできる。
 - (2) 精神障害を認め、日常生活又は社会生活に一定の制限を受ける。
 - (3) 精神障害を認め、日常生活に著しい制限を受けており、時に応じて援助を必要とする。
 - (4) 精神障害を認め、日常生活に著しい制限を受けており、常時

<p>援助を必要とする。 (5) 精神障害を認め、身の回りのことはほとんどできない。</p>	<p>援助を必要とする。 (5) 精神障害を認め、身の回りのことはほとんどできない。</p>
<p>⑦ ⑥の具体的程度、状態等</p>	
<p>⑧ 現在の障害福祉等のサービスの利用状況 (障害者自立支援法に規定する自立訓練（生活訓練）、共同生活援助（グループホーム）、共同生活介護（ケアホーム）、居宅介護（ホームヘルプ）、その他の障害福祉サービス、訪問指導、生活保護の有無等）</p>	<p>⑥ 現在の精神保健福祉サービスの利用状況 (障害者自立支援法に規定する自立訓練（生活訓練）、共同生活援助（グループホーム）、共同生活介護（ケアホーム）、居宅介護（ホームヘルプ）、その他の障害福祉サービス等、小規模作業所、訪問指導等）</p>
<p>⑨ (略)</p>	<p>⑦ (略)</p>
<p>別紙様式 3～7 (略)</p>	<p>別紙様式 3～7 (略)</p>